

(軽費老人ホーム) ケアハウス熱海伊豆海の郷

介護予防特定施設入居者生活介護

運 営 規 程

社会福祉法人 湖成会

(事業の目的)

第1条 社会福祉法人湖成会が開設する軽費老人ホーム、ケアハウス熱海伊豆海の郷介護予防特定施設入居者生活介護事業（以下「事業所」という）が適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、事業所の職員が要支援状態にある者に対し、適切な生活介護を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定介護予防特定施設入居者生活介護の事業は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、入浴、排泄、食事等の介護その他日常生活状の世話、機能訓練及び療養上の世話を行うことにより、介護状態となった場合でも、当該指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を受ける入居者（以下利用者という。）が当該指定介護予防特定施設においてその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことを目的とする。

(職員の職種・員数)

第3条 職員の職種・員数は次のとおりとする。

1	管理者	1名（常勤兼務）
2	生活相談員	1名以上
3	看護職員	1名以上
4	介護職員	8名以上
5	機能訓練指導員	1名以上
6	計画作成担当者	1名以上

(職務内容)

第4条 職員の職務はつぎのとおりとする。

1	管理者	職員の管理及び業務の管理を統括し執行する。
2	生活相談員	利用者の生活向上のため必要な指導・相談・援助を行う。
3	看護職員	利用者の健康管理、看護・介護を行う。
4	介護職員	利用者の介護予防業務を行う。
5	機能訓練指導員	日常生活をするための機能の減退を防止する訓練を行う。
6	計画作成担当者	介護予防サービス計画の作成に関する業務。

(入居者定員及び居室数)

第5条	入居者の定員	30名
	居室数	30室

(介護の内容)

第6条 介護サービスの提供に当たっては、利用者の有する能力に応じ自立した日常生活を営むことが出来るよう、適切な技術をもって介護サービスを提供し、又は必要な支援を行うものとする。また利用者の人格を十分に配慮して実施するものとする。

- 2 事業者は、自ら入浴が困難な利用者について、一週間に2回以上、適切な方法により、入浴させ、又は清拭しなければならない。
- 3 事業者は、利用者の心身の状況に応じ、適切な方法により、排泄の自立について必要な援助を行わなければならない。
- 4 事業者は、前3項に定めるほか、利用者に対し、食事、離床、着替え、整容その他日常生活上の世話を適切に行わなければならない。

(利用料及びその他の費用)

第7条 指定介護予防特定施設入居者生活介護を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、提供されたサービスが法定代理受領サービスであるときは、介護保険負担割合証に記載されている負担割合の額とする。なお、その他の場合は、法令の定めるところによる。

- 2 前項のほか、次に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。
 - (1) 利用者の選定により提供される介護その他の日常生活上の便宜に要する費用(実費)
 - (2) おむつ代(実費)
 - (3) 前2号に掲げるもののほか、指定介護予防特定施設入居者生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの(実費)

(利用者が介護居室又は一時介護室に移る場合の条件及び手続き)

第8条 生活相談員等は、利用者を介護居室又は一時介護室に移して介護を行う場合は、利用契約書に基づき利用者の意思の確認を行い、同意を得ることとする。

(施設の利用に当たっての留意事項)

第9条 事業者は、あらかじめ、入居申込者又はその家族に対し、運営規定の概要、職員の勤務体制、利用料の額及びその改定の方法その他の入居申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、入居及び指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する契約を文書により締結しなければならない。

- 2 事業者は、正当な理由なく利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供を拒んではならない。
- 3 事業者は、利用者が当該指定介護予防指定特定施設入居者生活介護事業者以外の者が提供する介護サービスを利用することを妨げてはならない。

- 4 事業者は、利用者が入院治療を要する等、利用者に対し必要なサービスを提供することが困難な場合は、適切な病院又は診療所の紹介その他の適切な措置を速やかに講じなければならない。
- 5 事業者は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、利用者の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努めなければならない。

(緊急時等における対応方法)

第10条 事業者は、利用者の病状に急変及びその他緊急事態が生じたときは、速やかに主治医又は協力医療機関へ連絡・搬送する等の措置を講じなければならない。

協力医療機関 : 熱海市医師会 熱海所記念病院 熱海市歯科医師会

(非常災害対策)

第11条 事業者は、防火管理者を置くと共に、火災、地震、風水害等非常災害に備えて、消火設備、非常放送設備、非常通報装置等、災害・非常時に備えて必要な設備を設けると共に、非常災害に対して具体的な防災計画等をたて、利用者も参加した訓練を年2回以上実施するものとする。

(事故発生時の対応方法)

第12条 事業所は、利用者に対する介護予防特定施設入居者生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに利用者の家族又は保険者に連絡を行うとともに必要な措置を講じるものとする。

- 2 事業所は、事故の状況及び事故に際して採った処置について記録する
- 3 利用者に対する指定特定施設入居者生活介護サービスの提供により事業所の責に帰すべき事由で賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 4 事業所は、前項の損害賠償を速やかに行う為に損害賠償保険に加入する。

(苦情処理)

第13条 事業所は、利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付ける為の窓口を設置するものとする。

- 2 事業所は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供の介護予防サービスに関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 3 サービス従事者は、苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録する。

(個人情報保護)

第14条 事業所及びその職員は法人個人情報保護規定を遵守し履行するものとする。

(虐待の防止のための措置に関する事項)

第15条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的を開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る。
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（入居者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第16条 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、利用者の要支援状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、認知症の状況等利用者の心身の状況を踏まえて、日常生活に必要な援助を妥当適切に行わなければならない。

- 2 指定介護予防特定施設入居者生活介護は、介護予防特定施設サービス計画に基づき、漫然かつ画一的なものとならないよう配慮して行わなければならない。
- 3 職員は、指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に当たっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族から求められたときは、サービスの提供方法等について理解しやすいように説明を行わなければならない。
- 4 事業者は、指定介護予防特定施設入居者介護の提供に当たっては、当該利用者等又は他の利用者の生命または身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為を行ってはならない。
- 5 事業者は、自らその提供する指定介護予防特定施設入居者生活介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。
- 6 事業者は職員の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。
- 7 事業者は、利用者に対する指定介護予防特定施設入居者生活介護の提供に関する諸記録を整備しておかななければならない。
- 8 介護予防特定施設サービス計画の作成に当たっては、適切な方法により、利用者について、その有する能力、その置かれている環境等の評価を通じて利用者が現在抱える問題点を明らかにし、利用者が自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握し、利用者又はその家族の希望等を、職員と協議の上予防特定施設サービス計画の原案を作り、利用者又はその家族に対して説明し、文章により利用者の同意を得なければならない。

- 9 事業者は、常に利用者の家族と連携を図るとともに、利用者の家族と交流等の機会を確保するよう努めなければならない。
- 10 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は、社会福祉法人湖成会理事長と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

付 則

この規程は、平成18年 8月 1日から施行する。

この規程は、平成19年10月11日から改訂する。

この規程は、平成23年 4月 1日から改訂する。

この規程は、平成23年12月 1日から改訂する。

この規程は、平成24年 2月19日から改訂する。

この規程は、平成27年 8月 1日から改訂する。

この規程は、令和 6年 3月 1日から改訂する。